
[優秀賞]

虚偽告訴の解明と無罪判決

染川智子 大阪弁護士会・64期

はじめに

本件は、口論の末に相手をケガさせた暴力団関係者が、友人と口裏合わせをしたうえで、自分がケガを

させられたと虚偽の告訴をした事件である。事件を仕立てられた無実のYさんは、勾留が取り消されるまで14か月にわたり身体拘束を受けた。

実はこの間、良心の呵責に苛まれた虚偽の目撃証

人が、本件が虚偽の告訴である旨を警察・検察に告白していた。しかし、検察は、弁護士へは口止めしたまま、十分な裏づけ捜査をすることもなく公判を維持した。また、警察は当初の捜査で、本件が虚偽の事件であることを窺わせる他の目撃者による証言を得ていたにもかかわらず、捜査報告書に適切に反映していなかった。

私は、被疑者からの情報と開示後の証拠を頼りに現場で聞き込みをするなかで、事件の真相との距離を詰めていくことができたように思う。もっとも、聞き込みで得た弁護側に有利な目撃証人に対して、暴力団関係者に敵対しかねない証言をするよう説得することは非常に困難であった。

登録1年目の夏に配点を受けた、国選事件である。

証拠開示時の事件の検討

Yさんは初回接見時から、なぜ自分が逮捕されたかわからない、自分がケガをさせられたときの目撃者はたくさんいるはずなので、自分はすぐに釈放されると話していた。これとは逆に、検察官は、「Yさんが被害者に暴行した目撃者がいる」と私に話していたので、私はYさんの精神状況を若干疑いもしたが、同時に検察官に対して「虚偽告訴のおそれがあるので十分に捜査するように」と求めた。

結局、Yさんは起訴され、私は間もなく証拠開示を受けた。この証拠の中で、被害者・目撃者ら計3名の供述調書の不一致と、捜査側の手当の仕方を見て、私は、本件が口裏合わせのでっち上げの事件である確信を得た。

この証拠開示時に、細かに現場周辺を聞き込みした捜査報告書が出てきた。そこには、近くの駐車場、バス会社、病院、その付属施設、隣家、薬局等、さまざまな場所で10名以上に聞き込みをした内容が記載されていた。しかし、その中で事件を目撃した人は一人もいなかった。

ただ、Yさんと被害者とされるHさんが現場付近で接触していた様子について、近くの薬局内の窓から目撃した薬剤師(Qさん)が供述していた。事件当日のことなので、Qさんに聞けば何か手がかりを掴めるかもしれないと思った。

他方、もう1人いた薬剤師(Rさん)は、当時同じ

く現場近くの薬局内にいたところ、事件のことは他の人から聞いて知っているだけで、自分はそれ以上のことは知らないと供述していた。これらの情報を得て、私は現場の聞き込み調査に向かった。

初めての聞き込み調査

事件は、大阪の南部にある精神科医療に特化した総合病院と、その処方箋を取り扱う薬局との間に東西に延びる道路上で起きた。幅は5～6m程度、車がすれ違っても少し余裕があるくらいの、見通しのよい場所である。道路に面する薬局の玄関付近には、3人ほどが座れるベンチと灰皿が置いてあり、病院の患者の多くが喫煙所として利用していた。私が聞き込みに行った際にも、病院の患者らしい3人が喫煙所にいた。

事情聴取用に準備したICレコーダーを持つ手は、初めてのこともあり緊張で少し震え、音量やレコーダーを入れる場所を何度も入念に確認した。聞き込みを始めるとその緊張は消え、ただ興味の赴くままに、話を聞くことに没頭した。

糸をたぐるように小さな手がかりを探る

喫煙所にいた3人はいずれも病院の患者で、誰に聞いても、事件のことや、被害者とされるHさんのことについて話してはくれなかった。ただ、虚偽事件の目撃者の人柄について、少し話してくれる人がいた。そうこうしているうち、1人が、Hさんのことを話してくれる人に会わせてあげると言い、私を病院の奥のほうへと連れて行った。

引き合わせていただいた方は、捜査報告書にも名前があり、このあと順番に聴きに回ろうと考えていた方であった。訪ねた際は留守であったが、案内してくれた人がスタッフさんにかかけあってくれ、外出先から呼び戻してもらうことができた。

そこでは、Hさんについて多くの情報を得ることができた。この点、捜査報告書の記載に誤りはなかったが、弁護側に有利な情報は記載されておらず、このときの聴取で初めて知ることがたくさんあった。私は、徐々に本件が冤罪である確信を強めていった。そして、最後に薬局へ向かった。

薬局での事情聴取

従前、接見の中でYさんは、「取調べの中で薬剤師の話が出たとき、担当刑事が『あっ!』と言って、口を手で覆ったんや。それが何なのか気になる。薬剤師に聞きに行ってくれへんか?」と話していた。開示証拠の捜査報告書の記載からも、薬剤師の目撃内容を確かめる必要性が高いと思っていたので、慎重に聴取することにした。

薬局の前で、もう一度、ICレコーダーのバッテリーや、録音ボタンなどを確認してから、緊張を隠して店に入った。

薬局の人はみな明るく、気さくに話してくれた。薬剤師に聞きたいとお願いすると、「どっちの薬剤師のこと?」と聞かれた。警察に見たことをお話された方、と伝え、「どっちも話しているよ、どっちかな?」と再度聞かれた。

私の情報では、2人いる薬剤師のうち1人は当事者の接触を見ていて警察に話し、もう1人は見えないことを警察に話していることになっていた。ところが、薬剤師2人が奥から出てきて、「2人とも、その人らを見たときのことを話したよ。どっちのことかな?」と話し出した。

まず、捜査報告書に記載のあった方から先に話を伺うことにした。内容は、ほぼ報告書記載のとおりであった。話を聞いている最中から、もう1人の薬剤師の方が、「私が見たのはこういう感じ」と、スラスラと説明を始めた。私は、手に持っていた報告書の記載を何度も見返した。「おかしい、載ってない」。

捜査報告書から消された本当の証言

もう1人の薬剤師Rさんの供述は、Yさんの供述に合致するもので、被害者とされるHさんの供述とは矛盾していた。もともと、YさんとHさんの当時の状況説明では、YさんとHさんの立ち位置が逆、つまり、Yさんは「Y：東、H：西の立ち位置でYがHにケガをさせられた」という説明であったが、Hさんは「Y：西、H：東の立ち位置で、HがYにケガをさせられた」と説明していた。そして、私が聞いたRさんの供述は、むしろ「Y：東、H：西の状況で、Hが逃げるYを追

いかけるような形」というものだったのである。このRさんの供述は、Yさんに合致するものの、Hさんとは矛盾していた。おそらく、Yさんの取調べ時にこのことに気づいた担当刑事は、「あっ!」と言って口を手で覆ったのではないかと、そう思った。

ちゃんと刑事に話した、というRさんは、そのような話はどこにも報告がないと話す私に対して驚きを隠せず、私が詳しい事情を説明すればするほど、その場が騒然となった。みな、「えー!」というだけでほかに言葉が出ず、「まさか」という印象であった。

私は、この方に法廷での証言をお願いしようとしたが、突然のことで驚かせてばかりだったので、このときはひととおりのことを説明するにとどめた。そして、ひとまず弁調書作成のため、後日持参の書面に確認後署名等をもらうお願いをして、薬局を出た。

しかし、2度目に訪れた際の薬局の対応は、1度目の明るい雰囲気とはまったく違ったものであった。

証言説得の難しさ

聞き込みをしたところ得た他の情報では、事件でつち上げの主犯格であるHさんは、現場一帯を仕切る兄貴分のような存在で、暴力団関係者と噂されていたこともあり、誰も逆らうことができない状況だった。Hさんと敵対することになるかもしれないと悟った薬局は、薬局オーナーから、弁護士に何も話さないよう指示を受けており、私からの接触を一切拒絶するようになったのである。

2度目に訪れた際、薬局の玄関先で門前払いを受けた私は、それでも必死に説得を続けたが、功を奏さなかった。拒絶されて肩を落とし、しばらく店の外で途方に暮れていた私に、新しく勤務を始めた3人目の薬剤師の方が店から出て駆け寄り、「何だかよくわからないけど、弁護士さん頑張ってくださいね。だって、一生懸命やってるから」と話しかけてくれた。私は、ダメでも見守ってくれている人がいるのか、このあたりは、当たり前にあるべき穏やかな人情がまだ生きている風土があるのだなあ、と感じた。そして、まだ先はわからない、やるべきことを少しずつやっついていこう、そう思った。

その後、少し離れた場所にある薬局本店にいるオーナーに、直接掛け合うことにした。しかし、それ

でも事態は好転せず、1時間に及ぶ話合いの末にも、薬局の協力を得ることはできなかった。私は、ただ1人の人を冤罪から救うことができるのは、あなた方しかいないと粘り強く交渉したが、オーナーは「弁護士の正義はそうかもしれないが、社長である私の正義は従業員の安全を守ることだ」と言い、一歩も譲ってはもらえなかった。「一生、あの男(H)を扉の中に閉じ込めておけるというのなら、考えよう。いや、それでもまだ危ないと思う」、「お金を払って出廷しなくて済むのなら、そちらのほうがマシです」、そう言われた。

ほかに立証の術のなかった私はそれでも食い下がったが、オーナーの信念は固かったので、このオーナーの苦しい気持ちを検察に伝えて、検察に再捜査してもらおう働きかけるしかないと思った。そうして、オーナーから「市民に危険を強いるより先に、検察や裁判所、弁護士が協力して解決するのが先ではないか」という供述を得て、検察へ説得に向かった。この頃、修習を終えて幾何も経たない私は、検察と裁判所は、良識を備えた、きちんとした話ができるはずの人たちという思いがあった。しかし、実際には、そう簡単にはいかなかった。

やむをえない証人請求回避の努力

薬剤師の新しい証言内容やオーナーの危機感を伝えようと、担当検察官に何度も掛け合い、地検支部長宛てに内容証明郵便も出したが、検察は動こうとしなかった。

私はそれでも、従業員の身を案じるオーナーの気持ちを大切にしたいと考え、薬剤師の証人請求回避を試み続けた。具体的には、薬剤師の初回聴取時の録音を証拠請求し、その疎明資料として、オーナーの供述の反訳文と地検支部長宛の内容証明(すなわち再捜査に応じないこと)を添付した。こうして、裁判官に薬剤師の証人請求が難しい事情を説明し、供述録音の証拠採用を求めたのである。

すると、裁判官は、採否は留保したまま、検察官に対して、薬剤師の供述を証人尋問以外の何らかの方法で法廷に顕出するよう求めた。

その後、検察官は、渋々ながらも裁判官の意見を尊重し、薬剤師2名の供述を録取のうえ、実況見分を行い弁護人に開示した。しかしその内容は、やは

り検察に有利な内容となっていた。なるほど供述調書というものは、こんなにも聞き手のよいように作成されてしまうのだと、私はあらためて実感した。このとき、事件からすでに1年以上が経過していた。

引き続き録音供述を証拠請求する私に対して、裁判官は、「もう証人請求すればいいのでは」と言った。私はその言葉を聞いて、弁護人としてはもはや証人請求するしかないと思い、薬剤師2名を証人請求した。「ただし」と裁判官は言い、「薬剤師との連絡窓口を検察が担当したほうがよければ、検察も配慮いただきたい」と付け加えた。この頃、薬局側は、弁護人からの連絡を一切受け付けなくなっていたので、そのことに配慮する形で、尋問日程の調整等は検察官が窓口となり施行する運びとなった。弁護人としては、この方法は検察官だけがよいように証人に接することができる形となるため賛同しかねたが、実際に期日に来てもらうためにはやむをえなかった。

努力の末の幸運

ちょうどこの頃、事件現場周辺では思わぬ幸運が起きていた。「周辺の主(ぬし)」と言われた暴力団関係者のHさんが、それまで通院していた現場近くの病院からほかに転院し、姿を消したのである。

そして、薬剤師たちは「もういなくなった」と言って証言台に立つことを決め、自分たちの目撃した状況をありのままに語ってくれた。その内容は、初回聴取時に私が聞いたものとほぼ変わりなかった。

こうして尋問は終了し、結審を迎え、その後、無事に無罪判決を得ることができた。

隠され続けた真相の告白

また他方で、思わぬことがあった。それは、当初口裏を合わせて事件をでっち上げた目撃者とされる一人(Sさん)が、現場周辺で弁護士が聞き込みを行っていること、裁判が続きYさんの勾留が長引いていることなどを知り、良心の呵責に苛まれて、警察・検察に事件の真相を告白していたのである。

私が出たことを知ったのはSさんの尋問当日であった。薬剤師さんたちの証人尋問の4カ月前、事件発生からは9カ月が経過していた。もともと、Sさんの

初めの警察への告白は、Sさんの尋問から遡ることさらに4カ月前、事件から4カ月後のことであった。

Sさんは、当初予定の尋問の1カ月前に、110番のうえ、警察官と検察官に真相を告白していた。しかし、裁判は止まらず、Sさんの検面調書を2号書面で提出しようとした検察官に、そのまま公判廷で話せと言われたのである。Hさんへの恐怖心との間で板挟みのまま苦しんだSさんは、自ら事件を起こして塀の中に入ったほうがマシと考え、近くのコンビニで恐喝未遂事件を起こし、逮捕された。当初予定の尋問は、Sさんの逮捕後の入院措置により延期となり、事件後1年近く経ってHさんが現場周辺から姿を消した頃に、Sさんは退院して尋問を受けたのである。

当初の尋問期日が延期された際、公判廷で理由の釈明を求められた検察官は、「Sは幻聴・幻覚があり支離滅裂な状況のため入院した」と、薬物の影響を臭わせた。しかし、後日私がSさんの主治医に面談・照会すると、そのような事実はなかった。

あらためて設けられたSさんの尋問当日、私は、てっきり検察側の主張に沿った証言が始まるものと思っていたと、Sさんは「HさんがYさんをケガさせたのであって、被害者はYさんです」と話し始めた。そして、「Yさんを懲らしめようと思いHさんに協力したけれど、ここまでYさんの勾留が長引くとは思わなかった。法廷で嘘の証言をしたくないという思いと、本当のことを話せばHさんに何をされるかわからないという恐怖があった。事件当日、Hさんたちは、Yさんから賠償金を得ようなどと話していた」と供述したのである。「弁護士さんが頑張っていたのと、良心の呵責があり、本当のことを話そうと思った」との言葉を聞いたときは、これまで頑張ってきたと本当に良かったと思った。

Sさんは、後日、弁護士に話さないよう検察官から口止めされていたと教えてくれ、その後の弁護活動に協力してくれた。

変わらない検察の体質と冤罪の温床

YさんがHさんにケガをさせられたと訴えていた逮捕当時、警察に撮ってもらったとYさんが言っていたYさんのケガの写真は、任意証拠開示の段階で検察・警察に「ない」と言われて出てこなかった。仕方がないので、初回公判期日に理由を記載した証拠開

示申立書を裁判所宛に提出すると「もう少し調べるから待って」と言った検察官が、後から、若干しわくちやになったYさんのケガの写真を任意開示してきた。

この当時、この支部ではほかにも冤罪事件が何件も係属していて、検察は無罪を出すまいと躍起になっていた。実際、本件が起訴されたときに近接して起訴された3件が無罪となっている。もしかすると、報道に上がらないだけで、ほかにもあるかもしれない。また、実際には無罪であるべき事件が有罪と判断されたものもあるかもしれない。

私は、勾留されていた当時のYさんが、「この拘留所内に、本当に冤罪だと言っている俺と同じような人がほかにもいたけれど、その人は有罪になってしまった。俺は大丈夫か」と言っていたことがすごく気にかかっている。私はその当時、まさかそんなに同時期に数多くの冤罪事件が同支部内で係属することなどないのではと、心のどこかで思っていた。しかし、同支部内での数々の無罪判決の情報に触れるにつれ、未だにそんな現実があるのかという驚きでいっぱいになった。

裁判官が裁判官でなくなる環境

本件が裁判所に係属した当初の裁判官は、初回期日から「こんな小さな事件を認めないのか」と言わんばかりに溜め息をついて被告人を鼻先で笑い、検察に有利にしか訴訟進行・尋問を運ばなかった。このとき、弁護士となって間もない私は、ロースクールや修習時代に教わった予断排除や無罪の推定という言葉は、実務ではまったく通用しないことを思い知らされた。弁護士1年目の私の発言はあまりとりあってはもらえず、さまざまな苦勞を強いられた。弁護側に有利な訴訟進行に見えたのは、裁判官の交代後、Sさんの証言を経てようやくのことであった。

当時、この支部では、裁判官ごとに担当検事が分かれるような仕組みとなっており、その後その枠組みは徹底されることとなった。日頃同じ法廷に立つ裁判官と検察官の前に、普段はまったく違う場所で仕事をしている弁護士が、ときどき現れては「よそ者」のように去っていく、そのような風景があった。

また、裁判官としては、民事も刑事も家事も抱える状況下で、少しでも早く終わらせたいという気持ち

先行してもやむをえないように思えた。このような環境では、裁判官としては、馴染みのある検察官の機嫌を優先したくなりほしくないか、一見有罪のものを早く有罪として終わらせたがらないかと、疑わずにはいられなかった。

素直に「おかしい」と思える気持ちと変えていく信念

このような、地方支部での裁判官と検事の迎合的な空気に圧殺されそうになっていた新米の私は、刑事弁護に精通した近しい先輩弁護士方を頼って、何度も助言を求めた。時には、居酒屋でくつろいでいる先輩弁護士のもとへ押しかけて、「明日、期日なんです！」と助けを求めたこともあった。

そうしたところ、とある先輩弁護士が、「そんな『忌避するぞ!』って言うたつたらええねん。向こうも、まさかそんなことせえへんって思っても、目の前で言われたらビクッとするやん!」と言ってくれた。

私は、本当にそんなことを言っているのだろうか、半ば苦笑しながら聞いていた。しかし、目の前で起きている「おかしい」と素直に疑問に思う出来事について、「それはおかしい!」と声を上げることが弁護士のルーツのような気がした。そこで、相手の裁判官・検察官がどれだけ期が上であろうが、どれだけ「法廷」という厳かな場面にふさわしくなろうが、声を上げないことには自分の役目は果たされないという気持ちもあり、何が何でも実践に移すことに決めた。

そして、とある公判期日の閉廷後、立ち去ろうとする裁判官に対して、「新人だと思って馬鹿にしているのではないか。初めから被告人の話の疑ってかかって、あなたはそれでも裁判官なのか。あなたの態度は大変に問題がある。私のまわりのベテランの先生方は、なぜ早く忌避しないのかと助言している。次回以降も改善されないのならば、刑事弁護委員会の上の先生に相談して必ずなんとかしてもらおうから、以後十分気をつけるように!」と、ありったけの気迫をもって、厳しく詰め寄った。

すると、次回期日、裁判官の態度は、いい意味で大きく変わっていた。言ってみるものだと思った。実際には、法廷では冷静に淡々と理路整然と理屈を述べるのが正しい姿だと思うし、事件もうまく運ぶと思

う。しかし、状況を見極めたうえでこのように対処することも、時には必要なかもしれないと思った。

ともあれ、このような事件を担当したことで、経験年数にかかわらず、自分の嗅覚と信念に自信をもって、先輩の法曹と対等に仕事をする大切さを学ぶことができた。

証人尋問対策

そのほか、本件は、証人尋問で大勢が決せられる証拠構造だったので、弁護士会の裁判員裁判対応の法廷技術研修を受けたり、ダイヤモンドルール研究会ワーキンググループ編著『実践! 刑事証人尋問技術』(現代人文社、2009年)を読むなどして、証人尋問の対策をした。なかでも、弁護士会の実演型研修はとても有意義であった。講師の先生方から受けたご指導のおかげで、尋問を乗り切れたように思う。

また、ダイヤモンドルールの本に書いてあったように、証人尋問に備えて事件当時の状況を具体的にイメージするよう努めたところ、被害者と当初事件の目撃者2名が、事件現場からともに救急車に乗って病院へ行き、被害者だけが病室に入っている間、残る目撃者2名は病室の外で待機し、診察後に再び3人でそのまま警察署へ車で向かった様子が想像できた。これによって、被害者の警察官調書1通、目撃者2名の警察官調書2通(各1通)は被害者と目撃者2名の間で大きな食い違いが生じていたところ、目撃者2名は口裏合わせの機会が多かったため調書は相応に一致していたものの、目撃者らと被害者との間では一致させるのが難しかったことが推察できた。ここで浮かび上がったケースセオリーの一部は、尋問で活用できたほか、冒頭陳述の際に有用であった。

おわりに

皮肉にも、本件は、検察官という公益の代表者が暴力団関係者を懸命に擁護し、立場の弱い一般人たちが恐怖に耐えて闘い、ようやく勝ち取った無罪であった。そして私は、検察官は、無罪を出さないためには暴力団関係者の虚偽告訴を権力をもって必死に守るという現実を思い知らされた。

私が修習を過ごしたのは、村木元厚生労働省局長の冤罪事件で検察官が証拠を改竄し、逮捕されたすぐ後のことである。担当いただいた検察修習の指導検察官の方々は、検察の信頼を回復しようと懸命に仕事をしておられ、尊敬に値する良い方ばかりであった。より多くの人から聴取を得て真実を模索することの大切さを初めに私に教えてくださったのも、検察の指導係の方々であった。その他方で、このような事件が未だに存在するということは、非常に残念なことと思う。

途中で裁判官が交代したことも、大きな意味があっ

た。とくに地方支部の裁判官・検察官の目に見えない癒着・距離感の近さは、大きな問題があるように思う。

そのほか、今回の事件では、暗中模索でもわずかな手がかりから努力を重ね、あきらめないことで真実を得る大切さを学んだ。

最後に、勇気を持って証言台に立ってくださった方々と、一緒に闘ってくれたYさん、支え続けてくれた家族と先輩弁護士の先生方に、心よりお礼を申し上げます。

(そめかわ・さとこ)